

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 憲法

【出題趣旨】

- ・近時話題となった、医学部入試における女子等の特定の属性の受験生を不利に扱う事例をヒントにした出題である。
- ・面接試験という形で医師に要求される能力を採点基準に取り込み、一見中立的なその基準が、結果において女子の合格率を顕著に低下させているという、いわゆる「間接差別」が論点である。
- ・時事的な設定において、どこまで具体的な入試判定基準に性差別の禁止を持ち込めるかという応用力を確かめる出題とした。

【採点基準】

小問（1）40点

1. 憲法14条1項の規範構造への言及 15点
2. 一見中立的で女性差別的ではない入試判定基準が、コミュニケーション能力、指導力、体力など、本問が設定している地方都市ではとりわけ地元住民の女性医師への偏見を踏まえて女性受験生に不利に判定されやすい要素を含んでいることの指摘 15点
3. 間接差別という概念について用語ないし内容についての言及 10点

小問（2）40点

1. 14条1項後段の性差別には該当せず、合理的区別の結果であること 15点
2. 入試判定基準が公立大学医学部にとっては合理的であり、女性が不利になったというのは合理的な判定基準の結果にすぎないこと 15点
3. Xの主張は実質的には女子について入試の成績にかかわらず3割の合格者を確保すべきであるというアファーマティブアクションを要求するに等しいが、そのような制度がとられていないのに司法権がそうした制度を創設するに等しい判決を下すことはできないし、そもそも入試という機会の平等が徹底されるべき場においてはアファーマティブアクションが制度として採用される場合には違憲論も成り立つといった、Xの主張に対する正面からの反論 10点

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 刑法

【出題趣旨】

第1 乙の罪責 【計55点】

1 腕時計Wを購入した行為につき、詐欺罪の成否 (計25点)

(1) クレジットカード詐欺の理論構成 (15点)

- ・誰を被欺罔者、交付・処分行為者、被害者とするのか、クレジットカード制度を踏まえた理論構成を適切にすることが求められる。

(2) あてはめ (10点)

- ・それを踏まえた上で適切にあてはめること。

2 売上票用紙にXの署名をし、Yに呈示した行為につき、有印私文書偽造及び同行使罪の成否 (計30点)

(1) 有形偽造の意義 (10点)

- ・有形偽造の意義、さらに作成名義人、作成者の捉え方も正確に示すこと。

(2) 名義人の同意の意味 (10点)

- ・上記を踏まえ、名義人の同意がある場合の原則的処理を示し、クレジットカード制度の特性を踏まえた例外を示すことができるかを問う。

(3) その他の要件 (6点)

- ・私文書のうちの客体の特定、行使の目的、有印無印の別について。

(4) 同行使罪の指摘 (4点)

第2 甲の罪責 【計40点】

1 Xに対する発砲行為について殺人未遂罪の成否 (計25点)

(1) 障害未遂か不能未遂か (15点)

- ・判断基準の提示

(2) あてはめ (10点)

2 Xの死後に現金を持ち去った行為について窃盗罪の成否 (計15点)

(1) 占有の有無 (10点)

- ・占有の判断基準と死者の占有の肯否について。

①肯定説

ア 全面肯定説

イ 相対説 殺害行為者→殺害直後は肯定

第三者→否定

ウ 全面否定説

- ・なお、上記1で殺人未遂を認めたとしても、死因自体は、甲の行為とは無関係である

という特殊事情をどう評価するか。
(2) あてはめ (5点)

第3 裁量点 (5点)

上記合計点に 0.8 を乗する。